

令和4年 第1回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会

令和4年2月15日（火） 14時00分 開議

議事録

○議長

はい、時間になりましたので、ただいまから令和4年第1回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を開催いたします。なお、古本議員、和田議員から欠席の届け出が出ております。また大谷会計管理者も欠席という届けが出ておりますのでご連絡いたします。

まずもって、ここで組合長のご挨拶をお願いいたします。組合長。

○組合長

皆さん、こんにちは。本日、令和4年第1回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を開催いたしましたところ、お忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日の定例会に提案いたします案件は、条例の一部改正に関する議案を2件、令和4年度当初予算に関する議案、斎場の指定管理者に関する議案、以上4件でございます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長

では、お手元に配布されております議事日程の順序に従い、議事を進行させていただきます。

日程第1、会議録署名議員の指名についてですが、会議録署名議員は、3番上野伸五議員、15番水谷日出男議員の両議員を指名致します。よろしく願いいたします。

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。おはかりします。今回の定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長

異議なしと認めます。したがって会期は1日間と決定いたしました。

○議長

日程第3、秘密会の解除についてを議題といたします。前回、令和3年11月22日、令和3年第2回定例会、日程第8、報告第2号についてを秘密会といたしました。この件につきましては、令和3年12月7日付で通知しましたとおり、秘密性が薄れていくことを鑑み、これを解除したいと思います。

おはかりします。令和3年11月22日、令和3年第2回定例会、日程第8、報告第2号についての秘密会を、令和3年12月7日をもって解除することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、令和3年11月22日、令和3年第2回定例会、日程第8号、報告第2号についての秘密会を、令和3年12月7日をもって解除することに決定しました。

○議長

日程第4、議案第1号、ふくおか県央環境広域施設組合廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。事務局長。

○事務局長

事務局長。それでは最初に議案関係の配布物の確認をお願いいたします。令和4年第1回定例会議案書、令和4年度一般会計予算書、議案資料、以上3部でございます。お手元にありますでしょうか。それでは、令和4年第1回ふくおか県央環境広域施設組合議会議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、ふくおか県央環境広域施設組合廃棄物の処理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、条例案を別紙のとおり提出する。令和4年2月15日提出、ふくおか県央環境広域施設組合組合長 片峯誠。

提案理由としまして、ふくおか県央環境広域施設組合が管理運営するごみ処理施設の再編等に伴い、ふくおか県央環境広域施設組合廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

2ページをお願いいたします。改正内容につきましては、ごみ燃料化センターが令和5年3月31日で廃止となりますので、第3条の表、及び別表第8条関係から、ごみ燃料化センターの項を削除するとともに、取扱区分等の内容を統一するものであります。この条例の施行日は令和5年4月1日としております。

また、参考に別冊の議案資料の1ページから2ページに新旧対照表を掲載するとともに、3ページから7ページに規則の改正案についても添付いたしております。ご参照方、お願いをいたします。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論はありますか。

(討論なし)

○議長

討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決を行います。おはかりいたします。議案第1号、ふくおか県央環境広域施設組合廃

棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 1 号、ふくおか県央環境広域施設組合廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長

続きまして日程第 5、議案第 2 号、ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。事務局長。

○事務局長

はい、議長。議会議案の 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。令和 4 年 2 月 15 日提出、ふくおか県央環境広域施設組合組合長 片峯誠。

提案理由としまして、ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の字句の統一を行うため、斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、この条例案を提出するものです。

4 ページをお願いいたします。この条例は、組合が管理運営しております 3 斎場施設の使用時間の表記に違いがあるので、実際の使用実績に合わせて統一するために改正するものです。第 4 条の表、嘉麻市嘉麻斎場の項、使用時間の欄中、午前 10 時から午後 4 時を、飯塚市斎場及び筑穂園の午前 10 時から午後 6 時に統一するため改めるものです。また参考に、別冊議案資料の 8 ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照方、お願いいたします。以上で議案第 2 号の説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長

討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりします。議案第2号、ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号、ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長

日程第6、議案第3号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算(当初)についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。事務局長。

○事務局長

はい、議長。一般会計予算書をお願いいたします。議案第3号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算。別冊の令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算書をお願いいたします。1ページをお願い

いたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億7285万7000円と定めております。これは前年度と比較して8億6201万1000円の増額で、伸び率は24.6%となっております。次に、債務負担行為、第2条でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。令和4年2月15日提出、ふくおか県央環境広域施設組合組合長 片峯誠。

それではまず債務負担行為について、予算書の4ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為、これは組合が管理運営しております飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園につきまして、指定管理者制度を導入するにあたり、事項として飯塚市斎場指定管理委託料、嘉麻市嘉麻斎場指定管理委託料、筑穂園指定管理委託料、期間としてそれぞれ令和5年度から令和8年度。限度額をそれぞれ指定管理委託に係る年度協定書に規定する額としております。内容につきましては後ほどご説明いたします。

次に、一般会計当初予算の歳入について、ご説明いたします。5ページをお願いいたします。歳入歳出事項別明細書1の総括です。

1款分担金及び負担金について、本年度33億2952万3000円で、前年度と比較しまして213万7000円の減。構成比は76.1%で、歳入の大部分を占めております。構成市町ごとの負担金割当については予算書の最終ページ、45ページの上段の表、お願いいたします。一番右の欄をご覧ください。飯塚市が7711万円の増で23億7565万2000円。嘉麻市が前年度より1011万8000円の減額で7億5546万2000円。桂川町が前年度より6869万4000円の減額で1億3053万3000円、小竹町が43万5000円の減額で6787万6000円となっております。

5ページにお戻りください。2款使用料及び手数料です。本年度予算額1407万1000円で、前年度と比較して3443万9000円の減。構成比は0.3%となっております。減額の要因としましては、使用料において、火葬場、筑穂園と飯塚市斎場ですが、に指定管理者制度で利用料金制を採用するにあたり、全額減額したことによるものです。

3款財産収入、189万7000円。前年度との比較208万8000円の減で、構成比は0.1%です。これは財産貸付収入と基金利子収入見込額です。

4款繰入金、9億5370万7000円。前年度との比較で8億9078万6000円の

増で、構成比が 21.8%となっております。これはごみ処理施設の再編に伴い、令和 5 年度から飯塚市清掃工場の 2 炉運転に必要な事前整備費 6 億 6539 万円の財源として繰入れたものです。議案資料の 9 ページをお願いいたします。繰入金の内訳といたしまして、組合の財政調整基金の飯塚市環境施設等分から 1 億 7000 万円、残りの 4 億 9539 万円を旧ふくおか県央環境施設組合ごみ処理施設分から 2 億 4769 万 5000 円、旧飯塚市・桂川町衛生施設組合分から 2 億 4769 万 5000 円を繰入をしております。また構成市町である嘉麻市、桂川町分もそれぞれのごみ処理施設の経費に繰入をいたしております。旧両組合基金の繰入金額の計算方法及び繰入先については、議案資料 9 ページの中段にそれぞれ記載をしております。

予算書 5 ページにお戻りください。5 款繰越金は本年度 1500 万円で前年度と同額、構成比は 0.3%、これは前年度繰越見込額でございます。

6 款諸収入、本年度 5865 万 9000 円で、前年度との比較 988 万 9000 円の増、構成比は 1.4%となっております。

歳入合計が、本年度 43 億 7285 万 7000 円で、前年度との比較 8 億 6201 万 1000 円の増となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。1 款議会費では、本年度 200 万 3000 円で、前年度と同額で、構成比は 0.1%となっております。2 款総務費では、本年度 4 億 6975 万 3000 円で、前年度より 2 億 3731 万 9000 円の増、構成比で 10.7%となっております。3 款の衛生費では、本年度 38 億 8760 万 1000 円で、前年度より 6 億 2619 万 2000 円の増で、構成比が 88.9%となっております。4 款予備費では、本年度 1350 万円で、前年度より 150 万円の減、構成比は 0.3%となっております。

それでは詳細をご説明いたします。12 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、本年度 1 億 1283 万 8000 円で、前年度と比較して 1559 万 3000 円の減となっております。この減となった主な要因は、14 ページをお願いいたします、12 節の委託料で 1851 万円の減となっております。これは前年度において、ごみ処理施設整備候補地選定業務委託料等の経費を計上しておりましたので、本年度はその分が減額となったものです。16 ページをお願いいたします。2 目の諸費です。本年度 3 億 5682 万 4000 円で、前年度より 2 億 5291 万 2000 円の増となっております。増

額となった主な要因は、基金の繰入により負担金が大きく減額となるため、嘉麻市分において予算の年度間の平準化を行うため、繰入れ相当額 2 億円を財政調整基金嘉麻市分に積み立てたこと等によるものです。続きまして 2 項監査委員費、1 目監査委員費では、前年度と同額の 9 万 1000 円を計上いたしております。

17 ページをお願いいたします。3 款衛生費、1 項保健衛生費についてご説明いたします。各火葬場施設の管理運営事業費を計上いたしております。一番下の計ですが、本年度 1 億 21 万 6000 円、前年度との比較では 2549 万 4000 円の減となっております。主な減額の要因は、本年度、筑穂園及び飯塚市斎場に指定管理者制度の利用料金制を新たに採用するため、管理運営経費の見込額から利用料金の収入見込額を差し引いた額を指定管理委託料として計上したことによるものです。

18 ページをお願いいたします。3 款衛生費の 2 項清掃費です。18 ページから 36 ページに各ごみ処理施設とし尿処理施設の管理運営経費を計上しております。

まず 18 ページをお願いいたします。1 目桂苑管理運営事業費で、前年度より 1614 万 5000 円の増となっております。これは主に資材の高騰、燃料費の高騰及び経年劣化による修繕料等の 10 節需用費の増額によるものです。

20 ページをお願いいたします。2 目のごみ燃料化センター管理運営事業費では、前年度と比較して 8103 万 1000 円の減となっております。減額の主な要因は、21 ページをお願いいたします、令和 4 年度末をもって施設が廃止となりますので、1 年間で支障なく運転するのに必要な最小限の経費を計上したことにより、10 節需用費において 4901 万円の減額、また 22 ページをお願いいたします、12 節の委託料において大牟田リサイクル発電の RDF 処理委託料が、前年度トン当たり 7390 円から本年度 3300 円に減額されたことにより、2262 万 3000 円の減額となったことが主な要因であります。

23 ページをお願いいたします。3 目のリサイクルセンター管理運営事業費では、前年度より 1081 万 8000 円の減となっております。減額の主な要因としましては、25 ページをお願いいたします、中ほどの 17 節の備品購入費で、前年度においてショベルローダー購入費 825 万円を計上しておりましたので、本年度はこの分が減となったものです。

4 目の飯塚市清掃工場管理運営事業費では、前年度より 8 億 4114 万 2000 円

の増となっております。増額の主な要因は、歳入の繰入金でご説明いたしましたが、飯塚市クリーンセンターが現時点で 24 年目を迎えている施設であり、既存設備も老朽化が進行している中、適宜の修繕対応で稼働を継続している状況で、今後、新施設開設までの期間の 2 炉運転での安定稼働を担保していく上で必要な改修費用として 6 億 6539 万円を計上するとともに、経年劣化による飯塚市清掃工場全域の屋根の補修等、維持補修費及びコークスの燃料費高騰による需用費の増額によるものです。

27 ページをお願いいたします。5 目、飯塚市リサイクルプラザ管理運営事業費では、前年度より 2851 万 7000 円の増となっております。増額の主な要因は、10 節需用費において経年劣化に伴う維持補修費の増によるものです。

6 目嘉麻市嘉麻クリーンセンター管理運営事業費では 847 万 5000 円の増となっております。増額の主な要因は、29 ページをお願いいたします、14 節工事請負費において最終処分場盛土堰堤工事費を計上したことによるものです。

30 ページをお願いいたします。ここからは各し尿処理施設の管理運営費です。7 目穂波苑管理運営事業費では、前年度より 184 万 8000 円の減となっております。32 ページをお願いいたします。8 目汚泥再生処理センター管理運営事業費では、前年度より 387 万 7000 円の減となっております。34 ページをお願いいたします、9 目飯塚市環境センター管理運営事業費では、前年度より 1 億 5088 万 9000 円の減となっております。35 ページをお願いいたします。減額の主な要因は、12 節委託料において、年次計画により貯留槽防食処理等業務委託料を前年度は 1 億 7684 万 4000 円を計上しておりましたが、本年度は 3227 万 9000 円となったことによるものです。10 目嘉麻市嘉麻浄化センター管理運営事業費では、前年度より 587 万円の増となっております。増となった要因は、主に経年劣化による修繕料の増額によるものです。

36 ページをお願いいたします。3 款衛生費、2 項清掃費の計ですが、本年度 37 億 8738 万 5000 円で、前年度と比較して 6 億 5168 万 6000 円の増となっております。

次に 4 款予備費は 1350 万円で、前年度と比較して 150 万円の減額となっております。以上で、令和 4 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算について説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○坂平議員

議長。

○議長

坂平議員。

○坂平議員

繰入金について質問をさせていただきます。議案資料 9 ページですね。これについてもう一度、繰入金のなぜ③の 4 億 9539 万円を、なぜ両組合の負担になるのか。

次にごみの再編する中で嘉麻市クリーンセンターが休止、RDF は廃止、その結果、飯塚市クリーンセンターの 2 炉運転になるのに、なぜ嘉麻市とか桂川町に繰入金が発生するのか。4 億 9539 万円を一括して組合の基金から繰入れるのは非常にわかりやすいと思いますけども、今、基金をそれぞれ持っている分は、それぞれ県央組合の中でそれぞれ 2 市 2 町に分で、基金の中に繰入れている分が、そのまま名前が残ったままで充ててあるんじゃないだろうか。これを 1 回きちっと整理して、各 2 市 2 町に分けて、分配して入れるのか。それとも新たに全部一つのものとして使える格好でできないのか、そのあたり、わかりやすく説明いただけませんか。

○事務局長

議長。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

繰入金の計算中、4 億 9539 万円をなぜ両組合で折半するのかということですが、ごみ処理施設の再編に伴い、旧ふくおか県央環境施設組合の庄

内地区、穎田地区、それから旧飯塚市・桂川町衛生施設組合の穂波地区、筑穂地区のごみが飯塚市清掃工場で処理されることとなりますが、このことにより必要となった事前整備費であることから、両組合の基金で、折半という形で繰入れを行なったものであります。

それから現在、組合の負担金の計算方法が旧両組合によって異なっております。旧ふくおか県央環境施設組合は均等割 40%、人口割 60%で、旧飯塚市・桂川町衛生施設組合の施設については搬入実績 100%で計算されており、基金においてもこの計算で、各構成団体に色をつけて積み立ててきております。資料 9 ページの最後の表をお願いします。繰入金の表ですけども、飯塚市の旧組合財政調整基金 4 億 9539 万円を繰入れを行うと同時に、表中、嘉麻市、桂川町のように繰入金が発生するものです。今後ですね、ごみ処理施設が集約されて一つになれば、まず、ごみ処理関係の基金の一本化は可能であると考えております。

○議長

坂平議員。

○坂平議員

今の説明ですと分かりにくいんだけどね。基本的にこの繰入金、基金があるじゃないですか。それぞれの基金を各施設で積立てたものが。それはそれで、名前はついたままで県央組合に集めている訳でしょ。県央組合の基金として持つとるのは持つとるんですけど、それぞれ各行政の名前がついたままでしょ。極端な言い方をしたら、お金の色がついとるという捉え方でいいんですよ。基本的に正副組合長の中でね、これをどういうふうに、これを調整するのか、いっぺん整理をして分かりやすく単純化した形でね、もっと分かりやすく調整して行かなければなというふうに思うんですけど、どんなふうですか、組合長。

○議長

組合長。

○組合長

今、ご指摘にありましたとおり、本来であれば、事務局長が答弁しましたとおり、この組合はごみ処理施設等の集約化について、より各自治体の効率化という利を目的として設置したものでありますので、現在、それぞれの、今までの組合から個々に集めております基金等についても、一括管理していくことが本来の姿である、あろうとは私も思っております。しかしながら現状は、これも冒頭説明しましたとおり、まだまだ2施設までの集約化しかできておりませず、またこれまでの積立てのあり方、積立ての率等も違いますので、今回はこのような形をとっておりますが、次に今度、桂苑の場所の方での同様な改修が必要になった時、どうするのかというような問題も、実は抱えておくことは認識しておりますので、できるだけ早期に、この基金の運用方法について、2市2町の首長として、財務当局、そして組合事務局を含めて、しっかりと検討していきたいと思っております。

○議長

坂平議員。

○坂平議員

今、組合長から回答いただきましたけど、早期にこの協議について、正副組合長の中で調整を図ってまた次の会議の時でも説明受けたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長

他に質疑ありませんか。はい、坂平議員。

○坂平議員

29 ページですね。この最終処分場の堰堤設計工事、これはどういった工事ですか。

○議長

事務局長。

○事務局長

これは、大雨の際に水が越流している状況がありますので、これを防ぐための工事であります。

○議長

坂平議員。

○坂平議員

最終処分場、一回視察に行きましたよね、我々。で、焼却灰だけが捨てられてあるんですか、今現在。嘉麻市でしょ。焼却灰だけが捨てられてあるんですか。

○事務局長

議長。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

不燃物も入っております。破碎後の不燃物です。

○坂平議員

堰堤工事はどういうものなんですか。内容が分かりにくいんですけどね。要するに最終処分場として、あそこは設計してあるんですよ。満杯になれば、飯塚クリーンセンターでもやりましたけどね。満杯になればそれを埋め立て、永久管理できるようにその上に土を入れて、人工芝なり何なりしてやるんですよ。堰堤工事とはどんなふうなことをするんですか。

○事務局長

議長。

○議長

事務局長。

○事務局長

先ほども申しましたように、大雨の際にですね、水が漏れ出すというか、それを防ぐために盛土で堰堤を造っていくという工事です。

○議長

坂平議員。

○坂平議員

大雨の時、水が漏れ出すというけれども、最終処分場として建設されたものであるならば、排水は事前に最終処分場を設置する段階で、排水設備はすでにできてたと思うんです。地下に溜まったものは側溝から抜けるように設計してあると思うんです。オーバーフローして流れていくことがないようにですね。処分場として設置しとるんであれば。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

はい、議長。先ほど申しました大雨とか、想定外の雨が振り込みまして、水処理の方が追いつかないような形が出てきた事例がございまして、これに対応するための工事ということでございます。

○議長

坂平議員。

○坂平議員

どういうふうに言ったらいいのかな。堰堤工事をするということは、堤防を上げるんでしょ。堰を造るんでしょ。正面向かって奥の方ですよ、低いところは。そこを設計するわけ？ 大雨が降って水が溜まってもオーバーしない

ように調整池みたいな形で造るわけ？

○議長

事務局長。

○事務局長

はい、そのとおりです。

○議長

暫時、休憩です。

(休憩)

○議長

会議を再開します。事務局長。

○事務局長

はい、議長。想定外の雨が降った時にですね。雨の処理が追いつかない場合がございまして、堰堤で困って一時的に流出を防ぐ。雨水等の流出を防ぐために堰堤を築くものであります。

○坂平議員

ということは、どれくらいの焼却灰、最終処分場としてどれくらいの量が入るんですか？ 堰堤を築造することにおいて量がたくさん入るような形の計画を立てておるんですか。そうすると、今現在が例えば 8 割埋まってしまっているとか、100%埋まるとか、今捨てられている量は、どれくらいの量があと、入るんですか。パーセント等でお願ひできますか。

○議長

暫時休憩します。

(休憩)

○議長

本会議を再開いたします。事務局長。

○事務局長

この堰堤工事ですけれども、最終処分場の一番低いところになりますけれども、そこに堰堤を築きまして、本来なら浸出水が水処理で対処するわけですが、想定外の雨等で処理が間に合わなくなった事例がございます。それを解消するために、斜面の一番下の方に堰堤を築いて、その上で雨水処理の側溝等の整備も兼ねて行うように計画をしておるということでございます。で、施設全体の容量は5万5000 m³でございますが、残存容量は約2万、2万m³、残が35%となっております。

○議長

坂平議員。

○坂平議員

今回、最終処分場の新規事業の予算が上がってますよね。設計か何か上げてますかね。

○事務局長

議長。

○議長

事務局長。

○事務局長

前年度であげております委託料の方です。

○坂平議員

委託料であげられている？ 設計委託料？ ちょっと覚えてないのだけれどいくらぐらいでしたかね。今回する設計を上げとったの。

○議長

事務局長。

○事務局長

はい、これまで含めての設計でございます。

○議長

坂平議員。

○坂平議員

内容がよく分らんもんですから、あとでよございませう、図面か何かあったら、口頭だけで説明しよったら、どのへんがやるものなのか、なかなか飲み込めないものですから、あとでちょっと教えてください。

○議長

ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。これより討論を行います。討論はありませんか。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長

討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりします。議案第3号、令和4年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算(当初)について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号、令和 4 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算(当初)については原案のとおり可決することに決しました。

○議長

日程第 7、議案第 4 号、飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者の指定についてを議題といたします。直ちに説明を求めます。事務局長。

○事務局長

はい、議長。

○議長

事務局長。

○事務局長

議案第 4 号、議会議案の 4 ページをお願いいたします。

飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者の指定について、飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により、議会の議決を求める。令和 4 年 2 月 15 日提出、ふくおか県央環境広域施設組合 組合長 片峯誠。

記、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園であります。2、指定管理者となる団体は、団体名、有限会社きど葬祭、代表取締役、山崎聰、所在地は福岡県飯塚市潤野 860 番 1 です。3、指定管理者に管理を行わせようとする期間、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。4、管理業務の概要として、飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の管理運営に関する一切の事項。5、公募、非公募の別については、公募で行なっております。6、選定の理由ですが、飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園は、その管理運営において、事業の継続性、専門性及び組合施策との一体性が必要とされる公の施設であります。指定管理者の候補者選定にあたり、提出された事業計画の内容等について、ふくおか県央環境広域施設組合、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条で

規定する飯塚市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条各号に掲げる基準を総合的に審査した結果、当該団体は、その指定期間において、事業効果が相当程度期待できることが認められ、当施設の十分な管理運営を行うことができるものと判断したので、同上の規定により、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。

提案理由としまして、飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者として、有限会社きど葬祭を指定したいので提案するものであります。なお、議案資料の 10 ページから 18 ページに、斎場指定管理者選定委員会の斎場施設指定管理候補者選定に関する選定結果について、答申書の写しを添付いたしておりますので、ご参照方、お願いをいたします。以上で議案第 4 号の説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。はい、江口議員。

○江口議員

まず現在の 3、飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の管理形態はどのようになっているのか、管理形態並びに管理会社としてはどうなっているのか、ご案内ください。

○事務局長

議長。

○議長

事務局長。

○事務局長

飯塚市斎場は現在、きど葬祭、それから筑穂園は組合の方で委託しております。それから嘉麻斎場につきましては九州互助センターとなっております。

○議長

江口議員。

○江口議員

そうやって3つバラバラでやっているわけですが、その中で大きな問題点、大きな問題というのは発生しているのでしょうか。

○議長

事務局長。

○事務局長

はい、議長。現在、そのような問題は発生しておりません。

○議長

江口議員。

○江口議員

では今回、指定管理者の指定に関して、選考に関わったメンバーですね、募集の方針を、策定を含め、選考に関わったメンバーは、どなたとどなたとどなたなのか、おっしゃってください。

○議長

事務局長。

○事務局長

はい、議長。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

中小企業診断士と税理士、それから直方市の斎場管理者、それから各構成市

町の担当課長でございます。

○議長

江口議員。

○江口議員

次に、今回は、今バラバラでやっているんだけど、今回は1社が受けるわけです。1社、同一の業者とした理由を教えてくださいませんか。

○事務局長

議長。

○議長

事務局長。

○事務局長

はい、議長。なぜ1社にしたかということでございます。選定において、同一業社はA、Bグループともに指定管理者になっているということでございますが、指定管理者制度は多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図ることを目的として導入されたものであり、この目的を達成するためには、提案内容が最適と判断されたものに、公の施設の管理を委ねるのが提案型入札の趣旨と考え、Aグループ、Bグループ、それぞれの最も評価の高いものを、それぞれの候補者としたものです。結果的には同じ業者が最高の評価をされたということでございます。

○議長

江口議員。

○江口議員

ただ片一方で、募集は先ほどお話があったように、Aグループ、Bグループで分けてあるんですね。このことを考えると、私、いかがなんだろうと思うわけです。で、次に、今回、公募に対して応募いただいた会社さんについては

全社とも構成市町、この組合の構成市町のエリア内の会社であるのかどうか、違う場合は何社と何社、何社が構成市町内であって、エリア外の企業が何社あるのか、お聞かせいただけますか。

○議長

事務局長。

○事務局長

本社本店が2社、営業所が管内に2社ということでございます。

○議長

江口議員。

○江口議員

次に、今回の応募に際し、募集に際し、価格提案も含めての、価格も先方から提案の中で、私どもはこの金額でやりますという提案を含めての提案をいただいたのかどうか、その点はいかがですか。

○議長

事務局長。

○事務局長

はい、そのとおりでございます。

○議長

江口議員。

○江口議員

では今回選定されたきど葬祭は、Aグループ、Bグループともに価格提案では1位というような形でよろしいですか。

○議長

事務局長。暫時休憩します。

(休憩)

○議長

会議を再開いたします。事務局長。

○事務局長

議長。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

価格の順位ですけども、Aグループでは4位、Bグループでは2位になっております。

○議長

江口議員。

○江口議員

それぞれの市町で自治体での公共工事であったりとか、いろんな業者への発注に関しては地場業者への育成ということを考えて分割発注をやるケースが多いと思います。分割発注をやっていく、落除きですね。どっか取ったところを外してやったりはするんだけど、今回に関しては、そういったことは検討されてないのかどうか、いかがですか。

○議長

事務局長。

○事務局長

はい、議長。今回の指定管理者の選定にあたりましては、公募型提案制を用いまして応募者の募集を行いました。この応募資格としては、管内、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町に本社・本店及び営業所を有する法人と指定しております。営業所においては、本店、本社・本店と同等機能を有することとしており、地場企業には有利な条件を付しております。

○議長

江口議員。

○江口議員

いやいや、だから地場業者の育成のために分割発注をしますよねと。分割発注して落除きをしてね、ここ取ったら次の入札は参加できないよねと言われてたりするんだけど、そういったことを今回の採用のAグループ、Bグループ出したんだけど、そういったことを考えなかったのかどうか、検討しなかったかどうか。

○事務局長

議長。

○議長

事務局長。

○事務局長

検討はいたしました、最終的にはやはり一番評価の高いところという形で選考を行ったということでございます。

○議長

江口議員。

○江口議員

では、どういった点を検討して、なぜそこは採用に至らなかったのか、お聞

かせください。

○議長

事務局長。

○事務局長

議案資料に添付しております評価区分において評価を行なっており、その最高評価の業者を選定したということでございます。

○議長

江口議員。

○江口議員

公共工事を発注するときは、当初から出す時に落除きですよとかやっていたいただきますよね。やった後でどうしようではなくて、最初にそういうことは考えなかったんですか、最初にはそういうことは考えていなかったということですか。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

そういうことを、いろいろ検討はいたしました但結局、最高評価の企業を選定するというところで、最終的にはそういう形を取らせていただきました。

○議長

はい、江口議員。

○江口議員

では事前にも考えたということですね。事前に考えたということであれば、どういったことを、どういった視点で、その落除きをするかしないか、どういった視点で考えられたのか、教えていただけますか。

○議長

暫時休憩します。

(休憩)

○議長

再開いたします。

○事務局長

議長。

○議長

事務局長。

○事務局長

議案の資料に付けております16ページ、審議における基本的な考え方、これに基づきまして審査を行なっていただきました。結果、やはり最終的には施設を安定的に運営していくには、一番評価の高い企業に委ねるのが一番であるということで、最終的にはそういうふうを考えていって、選考していただきましたので報告いたします。そういうことでございます。

○議長

質問議員、ご了承お願いいたします。ほかに質疑はありませんか。林議員。

○林議員

指定管理者が変わりましたが、火葬料はどの様に扱うのですか。それはこちらで決めていくのですか。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

現行のままでございます。

○議長

林議員。

○林議員

それはこちらが決めているのですか。

○議長

事務局長。

○事務局長

条例によって規定されております。

○議長

林議員。

○林議員

それについて質問したいんですけど、それは今がいいですか。

○議長

どうぞ、いいですよ。

○林議員

火葬料について質問したいんですけども、火葬料というのは居住者と居住者外でそれぞれ値段が違います。嘉麻市の嘉麻斎場の場合は、嘉麻市内、嘉麻市外ということで分けてありますけども、まず居住者の料金について触れていきたいと思っておりますけども、飯塚市斎場 2 万 1000 円、嘉麻市嘉麻斎場 1 万円、筑穂園 1 万円、参考までに直方市の場合は 2 万 5000 円、田川市 2 万円、鞍手町も 2 万円ですね。火葬の原価、これは飯塚市斎場、2 万 9929 円、嘉麻市嘉麻斎場 4 万 5582 円、筑穂園 4 万 4042 円かかっています。1 万円というの

はあまりにも安すぎます。一般的な葬儀料というのは約 150 万くらいかかっているそうです。今はコロナ禍ではありますけども、お寺さん 30 万円、葬儀費用基本料金で司会料に 5 万 5000 円、またはアシスタント料に 4 万 9500 円など、利益はそれぞれの項目に含まれています。しかし、公営の火葬場だけは原価を大幅に下回っている。1 万円は本当に安すぎます。2 万 1000 円でも安いくらいです。だから原価に近いあたりで、ある程度値段を決められてですね、いかないといけないと私は思っています。そこで飯塚市斎場 2 万 1000 円、嘉麻市、筑穂園 1 万円をまずは増額にすべく、一律 3 万円に値上げしてはどうかと提案したいと思います。3 万円です。

それともう一つ。居住者外の料金について。飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場 6 万 8000 円、筑穂園 3 万円。この 3 万円は問題ですよ。実際原価は 4 万 4000 円かかっている。これを居住者外、税金を払ってない人には 1 万 2000 円赤字が出るわけです。それは飯塚市斎場と嘉麻斎場に合わせた方がいいかなと、私は思っています。

それと、あと、令和 2 年度、居住者外の利用人数は、飯塚市斎場が 9 人、嘉麻市嘉麻斎場が 18 人、筑穂園は 13 人ですね。で、飯塚市斎場、筑穂園は施設入居者が主で、地域はバラバラの様です。嘉麻市嘉麻斎場の場合、18 人ほとんど飯塚市からで、居住者外の 6 万 8000 円を払わなければなりません。飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町はふくおか県央環境広域施設組合を共同運営していますから、2 市 2 町の住民は 3 施設全て同じ料金にすべきじゃないかと思えますけどいかがでしょうか。飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の火葬料は同一、それと 2 市 2 町の住民は、3 施設同じ料金にすることをよろしく願います。

○議長

執行部の答弁を求めます。組合長。組合長、答弁できますか。

○組合長

今、詳細にご説明いただきまして、ありがとうございます。当然、そのことを、それぞれの住民の皆さんがご承知になれば、また比較できればどうしてだろうということになると思います。先ほどの基金のあり方についてと同じように、組合は合併して一つの組合となりました。住民の今、飯塚市と嘉麻、そ

して飯塚市と桂川、定住自立圏ということで、様々な公共サービスについて、お互いに理解し合い、利便性がいいように、そして住民サービスの向上につなげようという観点で取り組んでおります。どの程度の金額が適当であるかということも合わせて、今後、さまざまな面でですね、統一化をしていく必要があると思いますので、その件についてもしっかりと検討していきたいと思っております。

○議長

はい、水谷議員。

○水谷議員

ご存知のように、小竹町は火葬場として持ちません。飯塚市に断って使わせてもらっているわけですね。今日、Aグループ、Bグループ、きど葬祭が第1候補ということで本日の定例会で可決されれば当然、きど葬祭ということになるわけでしょうけれども、当然、先程、林議員が言われましたようにですね、火葬費用の均等化にならないものか。それとサービスということを考えるならばですね、1社になった場合、どういうことになるんだろうかという心配しております。時間はですね、先ほど統一化されましたから、1本でいく訳ですけども、1社になった場合ですね、競争がないということになりますね。全部統一されて、Aグループ、Bグループ同じような条件になると1社であっても、1社が均等にサービス、諸費用の面で対応すると思いますけども、今のままの条例のままの金額でいきますと、当然、差ができますので、サービス面、利用者の面で大変危惧されることがあると思いますので、その点を考えて頂きたいと思います。

○議長

組合長。

○組合長

業者が一つになって両方の施設をまかなうようになってきて、そして使用料が異なるというようなことで、本当に公平な運営、そして提供ができるのかというご指摘だと思います。そのとおりだと思いますので、先ほど答弁しまし

たとおり、できるだけ早い時期に、どの程度の料金で一本化できるか構成市町、もちろん2市2町で協議しながら検討していきたいと考えております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。小幡議員。

○小幡議員

2、3点お尋ねいたします。議会資料の17、18ページですね。採点の結果表が出ておりますけども、先ほど江口議員が言われました管理費用の金額が提示されていませんね。きど葬祭さんの点数がよかったというふうにおっしゃいますが、管理費用が飯塚斎場においては数千万かかっていると思うんですけど、現行の管理費用と、今回提示されたきど葬祭さんの管理費用の対比表というのは公表できないんですか。

○議長

暫時休憩いたします。

(休憩)

○議長

再開いたします。事務局長。

○事務局長

議長。今回の指定管理者の選定につきましては、プロポーザルの方で、となっておりますので、金額の詳細は公表しておりません。従いまして、予算書の17ページで、予算の効果という形で、筑穂園管理運営事業費においては591万9000円の減、前年度と比較致しまして。飯塚市斎場におきましては2058万4000円の減となっております。それから嘉麻市嘉麻斎場は指定管理委託料が302万8000円の減ということになっております。嘉麻市斎場はもともと利用料金制を採用しておりましたので、このような形になっております。以上です。

○議長

小幡議員。

○小幡議員

今、説明を受けましたけど、予算書の17ページでしょ。

本年度予算内で指定管理の管理運営費は賄えるという、そういう感覚でよろしいですか。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

はい、議長。ええ、予算の範囲内でございます。

○議長

小幡議員。

○小幡議員

はい、分かりました。で、飯塚市の斎場においてはね、火葬使用料というか、火葬された火葬代を管理業者の方に売上として渡してるんですよね。で、今回の嘉麻市若しくは筑穂園あたりは、どの様な飯塚市同様な仕組みで業者の方に渡してるんでしょうか。

○事務局長

議長。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

嘉麻市が本年度まで利用料金制で、業者の方に利用料金として業者の収入になっております。4年度から飯塚市斎場、嘉麻市斎場も、このように、あ、

すみません、筑穂園です、筑穂園と飯塚市斎場、ともに利用料金制で、業者の収入ということになります。

○議長

はい、小幡議員。

○小幡議員

まあ、合併したんで、飯塚市と筑穂園は今、一緒でしょ。嘉麻市も一緒なんですか。

○事務局長

利用料金制、一緒になります。3施設とも。はい。

○議長

はい、小幡議員。

○小幡議員

今度、評価基準についておたずねしますね。17 ページですね、議案資料の17 ページ。最初に(1)がありますね。きど葬祭さんと、極端な話、A、B、Cの、D社ですか。B社。54点と43点というように開きがあるんですけども、この不当な差別的取扱いを行われる恐れがないと、これはどういった基準で不当な差別的取扱いという評価をなされたか、説明できますか。

○事務局長

議長。

○議長

はい、事務局長。

○事務局長

業者が不当な差別的取扱いを行う恐れがないかということの評価したということでございます。

○議長

小幡議員。

○小幡議員

それは分かるんですよね。54点と、今言った43点、この開き、差はどのような評価で違うのか。

○事務局長

議長。

○議長

事務局長。

○事務局長

選定委員会の方で評価されていますので、そのところの評価の点数でいっておりますので、うちの方ではちょっと分かりかねます。

○議長

小幡議員。

○小幡議員

分かりかねるということですから、それ以上、聞きません。けども、点数だけ見たらね、選定されるであろう、きど葬祭さんが一番いいんですよね。54点。D社は43点だから、見た目ではD社が不当な差別的取扱いをよくやるような企業という評価をなされたのかなとしか受け取れないんでね。どういった基準で、そういった査定をされたかなと思って聞きました。

それはいいんです。あとちょっと2点ほど。同じ(5)と、5番に自由記入というのがありますね。これは、あまり最近やられてないんですけども、自由記入とはどういったものか説明してほしいのと、その下の欄に組合で事前記入とありますね。これは、きど葬祭さんが119点で、B社は49点。えらい開きがあるんですよ。この事前記入はどういったものなのか、自由記入と事前記入の説明をお願いします。

○事務局長

はい。

○議長

事務局長。

○事務局長

このその他記入につきましては業者が特別アピールするための項目でございます。自動評価のところは、市内業者であるかということと、市内・市外業者の違いですね。それから見積額でございます。見積額により評価、評点しております。

○議長

小幡議員。

○小幡議員

自由記入は分かりました。これは点差はあまり開きませんからね。各社、自己PRされたんでしょう。組合の事前記入の中が、今、見積額と言われましたけど、先程、管理費を含めた価格が入った評価なんですよ。Aグループにおいては、きど葬祭は119点で、価格面においては4位で一番下だったですよ。B社は49点。価格のみなのかな。組合の事前記入の内容、もう少し具体的にお知らせいただけませんか。

○議長

暫時休憩いたします。

(休憩)

○議長

はい、本会議を再開いたします。皆さんにおはかりいたします。時間延長を6時まで、本会議の時間を延長させていただきますので、ご了承ください。はい、事務局。

○事務局長

はい、議長。自動評価の区分についてご説明いたします。一つは同種同類の業務実績があるか、火葬業務と告別式の業務ということで、この両方あるか、火葬だけかという形で評価しております。それから、管内に本社が、本社本店、あるいは営業所の別で評価しております。それから先程の見積額で点数で評価しております。

○議長

小幡議員。

○小幡議員

今回、AグループとBグループ、落除きなしで、1社で総合的に参加するような議案ですので、ま、リスクヘッジではないんだけどね、何か問題があれば大変なことになるというような状況ですので真剣に審議しているんですけども、過去の事例ですけど、このきど葬祭さん、今の飯塚市斎場を管理してますけど、代表者が当時、刑事告訴された賭けマージャンに関わった社長さんなんですね。当時、ちょっと飯塚市ともめたんですけども、その後、経営責任者としての素行状態ですか、そういった観点の調査等はなされたか、なされていないか、お答えとしては。

○議長

事務局長。

○事務局長

はい、議長。その点については、調査はいたしておりません。

○議長

小幡議員。

○小幡議員

これは要望ですけどね。そういった事例が議会で出たということでね、やはりそういった、仮にきど葬祭さんところが、このまま可決なされたのであれば、

一言、こういった意見も出たということだけ申し伝えていただけるだけでも助かります。以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。これより討論を行います。江口議員。

○江口議員

先ほどの質問で、落除きはなされていないこと、並びに価格についてはAグループでは指定管理者の指定を受ける候補者の指定を受けている業者さんは、Aグループでは4位、Bグループでは2位であったということ、こういうことを考え合わせて、この議案については反対といたします。

○議長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○議長

討論がないと認められますので、これで討論を終結いたします。議案第4号、飯塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を求めます。

(起立)

○議長

ありがとうございます。賛成起立、多数であります。よって議案第4号、飯

塚市斎場、嘉麻市嘉麻斎場、筑穂園の指定管理者の指定については、賛成多数、可決することに決しました。暫時休憩します。

(休憩)

○議長

本会議を再開いたします。続きまして日程第 8、報告事項について。報告第 1 号について報告を求めます。再編建設推進室室長。

○室長

再編建設推進室室長。それでは本日、報告事項を出させていただいておりますので、まず報告第 1 号、新清掃工場建設候補地に関する地域調整の進捗状況についてということで、ご報告させていただきます。

お配りさせていただいております報告資料の①、A3 の横になりますが、よろしく願いいたします。本資料の表題といたしましては、建設候補地の地域との調整に係る今後のスケジュール案ということで、本日はお示しをさせていただいております。先に、昨年 11 月 22 日の本会議定例会におきまして、新たなごみ処理施設の建設候補地を、桂苑、現在の桂苑とその周辺地ということで特定の方、させていただきましたこと、報告いたしました。その後、12 月の 4 日に桂川町さんのご協力を得まして、地元地域となります桂川町九郎丸区の役員の皆さん、それから森林組合、生産森林組合、農業生産組合、それぞれ関係団体役員の皆さまにお集まりをいただきまして、桂川町九郎丸区の公民館におきまして、今回のこの建設候補地特定の経過、それから建設の願いということで、出向いていって説明の方、させていただいたところでございます。

その際、資料中に、一番上段の欄に記載しておりますが、地元からも要望がございまして、九郎丸区全体の住民説明会の開催ということでございまして、当初の予定では本年 1 月の中旬から下旬にかけて開催を計画しておりましたけれども、現在の新型コロナウイルスまん延の状況を鑑みまして、今のところ、この住民説明会の開催については開催ができておりません。今後、本年度 2 月、3 月のいずれか早い時期でも開催の方を、地元と協議させていただきながら開催させていただき、できますれば令和 4 年度中には候補地として地元の同意

をいただくような形で、調整を進めてまいりたいと考えております。

本資料の 2 段目になりますが、現在の桂苑の用地、その隣接地約 2ha 程度を、今回、取得を計画をしているものでございます。こちらにつきましても、今年度中に森林組合、生産森林組合の方々と協議を行いまして、新年度、令和 4 年度早々に、当該地の鑑定評価を実施したのちに、その後、8 月いっぱいぐらいを目途にですね、隣接地の取得を目指します協議の方をさせていただきたいと考えております。

その下の欄になりますが、こちらは新処理場の建設に伴います国の交付金の申請に係る事務になります。こちらの交付金の申請に係る事務といたしましては、循環型社会推進地域計画を策定いたしまして、県を通じて環境省の方に提出するということになります。その期限が 11 月となりますので、地元との調整と並行しながら、その事務作業を進めていくということで、今のところスケジュールを立てております。

最下段になりますが、令和 4 年度より地域の代表者を交えまして、新施設の建設に関しまして要望等もお聞きしながら、新施設のレイアウト等ですね、を策定の方に作業を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、現状の地域調整の状況と今後のスケジュールでございます。

○議長

ただいまの報告について質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長

報告第 2 号について報告を求めます。再編建設推進室室長。

○室長

再編建設推進室室長。それでは報告第 2 号、一般廃棄物処理基本計画（案）

についてご報告させていただきます。配布させていただいております報告資料②と表示しております一般廃棄物処理基本計画の策定に係る計画概要と題した A4 縦、6 ページ綴りの資料をお願いいたします。

現在進めておりますこの一般廃棄物処理基本計画につきましては、資料 1 ページに記載しておりますとおり、経過の欄の下から 3 番目になりますけども、昨年 11 月 22 日に本定例議会におきまして、素案の策定の進捗状況をご報告させていただきましたところでございます。その後、11 月 24 日から 12 月 14 日にかけて、管内の住民や事業者を対象としました計画素案への意見募集手続きを実施したところでございます。結果、ご意見等はございませんでしたので、前回報告させていただきました素案の内容にて策定を進めてまいることとしている計画案でございます。

では資料の 2 ページをお願いいたします。ここでは改めまして、この一般廃棄物処理基本計画の内容の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず、項目の 1 としておりますが、計画の概要でございます。当該計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づきまして自治体、または一部事務組合が実施いたします適切なごみ処理の取り組み内容を整理しますほか、中長期的な視点から、ごみの減量化に向けた各種取り組みや、その目標などの方針を明確化すべく策定するものでございます。その計画の期間といたしましては、令和 4 年度から令和 18 年度までの 15 年間。その間に 5 年毎の中間目標年次を設けまして、各目標の進捗状況の検証を行い、計画内容の見直し等も行なっている計画としております。

次に、項目の 4、お願いいたします。計画の構成になりますけども、この基本計画につきましては環境省が示します策定指針がございます。その内容に沿って策定いたしますれば、一般廃棄物の排出の抑制と、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理の基本的な方策、それから目標を定めるごみ処理基本計画、それと管内の良好な水質保全に向けて、し尿や汚泥を含めます生活排水の適正な処理に関します方策と目標を定める生活排水処理基本計画の、2 つの計画による構成で策定を行います。

3 ページをお願いいたします。ごみ処理基本計画に整理します主要内容でございますが、まず項目の 1 としてまとめておりますように、飯塚市、嘉麻市、桂川町の管内で行なっておりますごみ処理の現状と課題を整理し、その内容に対しまして、項目 2 に表記しておりますように、ごみの発生抑制に向けた

住民・事業者・行政によります循環型社会の構築を基本理念に掲げ、その取り組みの基本方針を①から③の3点設定して、項目の3に具体的な取り組みとして記載しておりますが、主に住民や事業者の方々に向けました啓発となるものなんですけども、これらの取り組みを構成市町と連携しながら推進していくことを目標としております。

では資料の4ページをお願いいたします。ここでは管内のごみ排出量の推計ということで、2つの表を上下に記載しております。まず上段の項目の4としております表は、令和元年度の管内のごみの年間排出量を基準としまして、過去5年間のごみ排出量の推移や、構成市町にて策定されております人口ビジョン等の今後の推定値を参考に5年ごとの推計値を試算し、令和元年度6万8531tでありました排出量、ごみの排出量を、令和18年度には現状より8.2%の減となる5万8531tになるものと見込んでおります。

この推計に対しまして、構成市町と連携し取り組みますごみの発生抑制への取り組みを通じて、下段の項目の5、ごみ減量目標としておりますように、令和18年度には15.4%減の5万3950tに抑制していくとの目標を立て、整理しているものでございます。

では資料の5ページをお願いいたします。こちらは生活排水処理基本計画の内容を整理しているものでございます。まず項目の1としまして、計画には2市2町管内での生活排水処理の現状と課題を整理し、主に資料中に記載しております内容をまとめております。この課題等に対しまして、項目2に記載しておりますとおり、快適な生活環境と良好な水環境の保全という基本理念を掲げ、その基本理念を進めていくための基本方針を①と②を2点設定しております。その基本方針を推進していく上で、具体的な取り組みとして、項目3に記載しておりますが、主に公共下水道への接続推進や合併処理浄化槽への転換の推進といった取り組みの啓発を、構成市町と連携しながら進めていくことを目標として整理しているものでございます。

それでは資料の6ページをお願いいたします。ここでは上段に項目の4としまして、生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計を表で整理しております。こちらにつきましては、令和2年度の数値を基準に、行政区内人口、非水洗化人口、水洗化人口と、それぞれ項目ごとに、今後の人口減少の見通しも加味しながら、5年ごと、さらには令和18年度の推計値を試算したものでございます。またこの表の最下段に記載しておりますが、汚水衛生処理率

では令和 2 年度の実績値 66.9%を、令和 18 年度には 74.1%に向上させるという目標を設定し、整理するものでございます。

それから下段の項目の 5、し尿及び浄化槽汚泥の推計としています表では、今後、構成市町と連携し、合併処理浄化槽への転換を推進してまいります取り組みなどを通じまして、最下段に記載しておりますとおり、し尿と浄化槽の汚泥の割合に試算を変化をさせていくという見通しを、目標を立てて整理しているものでございます。

以上、当組合が策定いたします一般廃棄物処理基本計画の主な記載内容でございますが、この計画につきましては、廃掃法の規定によりまず策定と併せまして、今後建設を計画しております新たなごみ処理施設の規模、それから定格能力の算定根拠にもなる計画として策定をしております。

後日、計画書として製本いたしましたのちに皆さまにお配りさせていただくことを予定しておりますので、合わせてご報告させていただきます。以上、簡単ではございますが、報告第 2 号、一般廃棄物処理基本計画（案）についてのご報告でございます。

○議長

ただいまの報告について質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長

報告第 3 号について報告を求めます。再編建設推進室室長。

○室長

再編建設推進室室長。報告第 3 号、災害廃棄物処理計画（案）についてご報告させていただきます。この災害廃棄物処理計画につきましては現在、令和 3 年度の事業として計画案の策定を進めておりますもので、右上に資料③と題しました災害廃棄物処理計画（案）の概要の資料でご説明させていただきたい

と思います。

まず資料 1 ページの項目 1 と 2 には、この計画の内容と策定の目的を記載しております。この計画では、管内で災害が発生した場合、排出されることとなります災害ごみについて、適正かつ円滑に処理することができるように、災害発生時の対応、被災後の復旧、復興時における対応について整理し、まとめて記載するものでございます。また、先ほどの報告第 2 号でご報告いたしました一般廃棄物処理基本計画とともに、今後建設いたします新たなごみ処理施設の建設におきまして、日々の管内のごみ発生量にプラスするような観点から、災害ごみの処理をどの程度見込んでいるのかというところの根拠にもなる計画となります。さらには、この計画を策定することによりまして、施設建屋への交付金の活用も対象になることが見込まれているものでございます。

資料の項目の 4 でございます。計画の構成でございますが、本計画の第 1 章では、構成市町ごとに作成をされております地域防災計画の概要をまとめて記載をいたしますほか、国や県の計画も踏まえて内容を整理することとしております。また本計画で対象といたします災害の種類、それから処理が必要と見込まれます廃棄物について、排出量の推計もこの計画中には行なっておりません。また、第 2 章といたしましては、災害廃棄物処理計画では、本組合として、災害発生前と発生後、それから復旧時における場面ごとの対応について整理いたしまして、整理を行っていくものでございます。

項目の 5、対象とする災害になりますけれども、本計画で想定いたします災害といたしましては、県の防災アセスメント調査、それから構成市町ごとの地域防災計画に基づきまして、廃棄物の量が最も多くなり、被害が最大になることが見込まれます西山断層による地震被害を想定して策定を行います。

また、西山断層によります地震を想定した場合、震源地が断層の北西下部、または中央下部に位置するのので、それぞれ 2 市 2 町における被害の想定が異なりますことから、震源地ごとでの廃棄物の発生量の見込み、それからその処理の推計についてもまとめてまいります。

それでは 2 ページをお願いいたします。項目 6、対象とする災害廃棄物でございますが、通常、災害廃棄物となりますと、片付けごみや家屋の撤去に係る瓦礫等が含まれますが、本計画におきましては国の指針に基づきまして、生活ごみや避難所から発生するごみ、仮設トイレの設置に伴いますし尿処理も含めて計画をいたします。

次に項目の 7、災害廃棄物発生量の推計でございますが、西山断層の震源地ごとに被害の想定について、可燃物、不燃物、コンクリート片、金属、角材、これらが管内でどれだけ発生するのか、推計結果をまとめてまいります。

資料の 3 ページをお願いいたします。項目の 8、処理対応の検討としまして、資料の 3 ページから 6 ページにかけて整理しておりますけれども、災害廃棄物の処理を行う飯塚市クリーンセンター、桂苑の 2 施設、入水のリサイクルセンター最終処分場と嘉麻クリーンセンターの最終処分場の 2 場を対象に、地震が発生した場合に想定いたします廃棄物の量、それが自区域内で処理ができるのか、または外部での処理を依頼するののかといった種類ごとの廃棄物処理の方向性も整理し、まとめてまいります。

次に 7 ページをお願いいたします。項目の 9、災害廃棄物処理計画でございますが、この 7 ページから 8 ページにかけては、平時または緊急時のそれぞれの災害対応についてまとめております。中でも災害発生直後におきます緊急時の対応といたしましては、西山断層による地震が発生した場合に、災害廃棄物と合わせて処理が必要となります避難所ごみやし尿の発生量の推計結果を、構成市町ごとにまとめます。

8 ページをお願いいたします。し尿収集必要量の推計でございますが、震源地ごとに北西下部、西山断層震源地北西下部の場合は、1 日当たり約 165k1 のし尿が、排出が見込まれます。また中央下部を震源として発生した場合には 1 日当たり約 145k1 が排出される見込みとの推計結果も現在出しておりまして、既存のし尿処理施設において早期にこれらの処理を行っていくという方針で、計画の方、まとめてまいりたいと考えております。

本日は、大部分、内容について割愛をさせていただきましたけれども、このような形で現在、令和 3 年度中の計画策定を目指し進めております。また再度、計画が策定されましたのちにはご報告をさせていただきます、計画書についてもお配りさせていただきたいと考えております。

以上、報告第 3 号、災害廃棄物処理計画（案）についての策定の進捗状況についてでございます。

○議長

ただいまの報告について質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長

報告第4号について報告を求めます。再編建設推進室室長。

○室長

再編建設推進室室長。報告第4号、環境施設等再編整備基本構想(案)について、ご報告をさせていただきます。右上に資料④と表示しておりまして、環境施設等再編整備基本構想(案)の概要と題しましたA4縦、5ページ綴りの資料をお願いいたします。

まず資料の1ページですけれども、項目1の策定の目的ですがこの環境施設等再編整備基本構想は、本組合が管理、運営しております、ごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設、火葬場、これら環境施設の今後の施設再編や整備に関します方向性を整理し、本組合の今後の施設整備等への基本方針を明確化することを目的に令和2年度から本年度にかけて、2カ年にわたって策定を進めている計画でございます。

項目の2に記載しておりますが、本計画は令和4年度から13年度までの10年間を見据え、中長期的な期間の構想として整理をいたします。ただし、10年間の長期となりますので、その間に老朽化した各施設の稼働状況に重大な不具合が発生した場合、それから環境施設を取り巻きます社会的な情勢が大きく変容する場合などには、必要に応じて方針の内容を見直しを図ってまいります。

では項目の3、それぞれの施設区分ごとに整理します今後の整備方針案の概要を説明させていただきます。この資料におきましては、それぞれの施設区分ごとに丸印を付けて表記しておりますが、まず1つ目の施設区分、可燃ごみ処理施設4施設とリサイクル施設3施設の計7施設のごみ処理施設に関する方針案の内容でございます。その主な内容を、①から④として概要をまとめておりますけれども、まず①、現在の各施設の既存の各施設の概要を、それぞれの施設運営に関します懸案事項等を含めて把握したのち、整理しまとめます。そ

れから②は、嘉麻クリーンセンターとごみ燃料化センターを、令和5年3月で休廃止し、同年4月から管内の可燃ごみ処理を飯塚市クリーンセンターと桂苑の2施設で行っていくこととしております。施設の再編方針の内容についてまとめております。それから③としまして、令和12年度の開設を目標に推進しております新たなごみ処理施設の建設方針に関する内容をまとめます。それから④では、新たなごみ処理施設の建設におきましてはリサイクル施設も併設して整備し新施設開設までの期間は、既存3施設の稼働は継続するものの開設後に廃止し、機能を集約するとの方針を整理し、まとめる方向でございます。

また、先の③と④に整理してお話ししましたとおり、新たなごみ処理施設の建設方針に関しましては、次ページにわたって、1)から5)として表記しておりますように、それぞれ詳細な事項もまとめます。

1)では、施設建設に伴います概算事業費の考え方とその検討内容についてまとめております。構想の計画書の中には、他団体におきます類似規模の建設設計単価、公表額、本資料におきましては想定で200tクラスの施設を整備するという想定の中で、プラントメーカー十数社にアンケートを行いまして、回答があった6社からの内容をまとめて記載しているものでございます。

それから2)は、可燃ごみの処理方式選定の考え方といたしまして、今後いろいろ複数ございます可燃ごみの処理方式をどのように選定していくのかという考え方もまとめてまいります。

それから3)、こちら、ごみの処理に伴い発生します熱エネルギー及び焼却灰等の生成資源化物の利活用に関する考え方をまとめます。それから4)には、公設公営やPFI導入等の事業方式の調査研究の結果を整理し、他団体等、先進事例も参考としながら、DBO方式での建設が望ましいとする方針案を整理いたします。5)では、本年度以降の事業スケジュール(案)を整理いたします。

次に、二つ目の施設区分となります最終処分場3施設に関する方針案を整理しております。この最終処分場の内容につきましては、対象施設を既存の3施設に対しましてまとめておりますが、そのうち飯塚市クリーンセンター埋立処分場は計画期間を満了しておりますので、今年度、閉鎖されております。主な記載事項として整理する内容としましては、嘉麻クリーンセンター最終処分場と、飯塚市入水にございますリサイクルセンター一般廃棄物最終処分場の、2

施設に関する今後の方針案を整理いたします。

まず①としましては、この処分場についても現状を把握し、整理し、②としましては飯塚市埋立処分場を除きます 2 施設は、今後も現行の処理を継続する方針とすること。③につきましては現在推進しております新たなごみ処理施設の建設後は、当該施設におきまして発生する焼却残渣をこの両処分場で処理が行えるように検討をできるだけ早期に行い、その方針を定めていくという方針を整理します。それから④、既存の両処分場における延命化に向けた施設改修と埋立物の減溶化をはかるようなこの埋立能力の回復の方策について検討し、この方針等を整理してまいります。

次に、三つ目の施設区分となりますが、し尿処理施設 4 施設の方針案を整理いたします。このし尿処理施設につきましては、主に記載内容としまして、既存の 4 施設を対象とするものですが、これまでの施設同様に、現状の施設の概要把握、それから施設運営に対します懸案事項を含めて整理をいたします。さらには②として、各施設ともに老朽化が進んでおりまして、一般的に機械設備の耐用年数と言われております 15 年が経過した施設ばかりとなっておりますので、そんな状況を鑑み、早期に各施設の老朽化調査を実施して長寿命化計画を策定する。このような方針をあげているものでございます。当該計画に基づきまして、経過年数の長い施設から順に延命化に向けました基幹改良、いわゆる大規模改修工事を実施していくという方針案を整理いたします。

また③につきましては、既存 4 施設のうち、現在、穂波苑だけが直営による施設の運営が行われておりますことから、今後の運営の効率化を図っていく観点から、早期に民間委託導入を行う方針案を整理します。

次に④ですけれども、今後、既存施設の基幹改良による延命化を図りましたのち、次回の各施設の更新を見据えまして、施設整備費用抑制の観点からも施設機能を集約する再編を検討し、その方向性を定めていく方針を整理いたします。

また②としてまとめておりますが、既存施設の基幹改良工事によります施設の延命化に関する事業費の考え方、それからその検討内容を整理の状況について、1) にまとめております。こちらは類似規模の他団体におきます類似規模の大規模改修の公表設計単価をまとめたものでございます。それから 2) には、し尿処理施設の今後の基幹改良工事の計画、それからその関連事務、さ

らには将来を見据えました施設集約化の再編検討などの取り組みについてのスケジュール案を整理いたします。

次に4つ目の施設区分となります火葬場3施設に関する方針案の整理でございます。この火葬場に関しましても、主な記載内容は、既存の3施設を対象として内容はまとめます。今後の整備方針案としまして、まず①では、他の施設区分同様に現状の把握と懸案事項の把握、その整理でございます。②につきましては、開設後の年数が浅い嘉麻斎場を除きまして、飯塚市斎場と筑穂園は老朽化が著しい状況にありますことから、今後、できるだけ早期に再編と施設の更新を検討し、その方針を定めていくことを整理いたします。

また③には、嘉麻斎場は今後も適切な維持管理を継続しながらも、将来の施設利用の効率化を見据え、炉の増設、市内外からの施設の利用区分の見直しなどについて検討し、その内容を定めていく方針を整理いたします。

また②でまとめております飯塚市斎場と筑穂園の集約化によります施設更新に関しましても、1) であげておりますが、他自治体におきます先進事例の概算事業費の考え方とその調査等の検討内容を整理して記載しております。また、2) では、その2つの斎場の今後の再編整備、さらには嘉麻市嘉麻斎場の将来的な基幹改良工事のスケジュール案を整理し、掲載をしております。

本資料の5ページには、各施設区分ごとのスケジュール案をまとめた資料をA3横で添付しておりますけども、本日は説明の方、割愛させていただきたいと思っておりますので、後ほどご覧いただければと考えております。

なお、この環境施設等再編整備基本構想の策定は、今後も有識者と関係機関の代表者、及び構成市町の関係職員で構成しております外部検討会議での意見聴取を行うとともに、構成市町の副市長等の職員で設置いただいております構成市町幹事会での検討及び審議、それらを踏まえまして、最終的には正副組合長会議にて審議をいただきましたのち、本年度末までの策定を行なっていくように進めていくものでございます。

以上、報告第4号、環境施設等再編整備基本計画(案)についてのご報告でございます。

○議長

ただいまの報告について質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

○議長

これで本日の日程は全部終了しました。会議をこれにて閉じます。これにて令和4年第1回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。